

第22回 匿名データ部会 議事概要

1 日 時 平成28年6月7日（火） 11:00～12:00

2 場 所 総務省第二庁舎6階 特別会議室

3 出席者

(部会長) 北村 行伸

(委員) 川崎 茂、永瀬 伸子

(審議協力者) 総務省（政策統括官（統計基準担当））、総務省（統計局）、厚生労働省

(事務局) 総務省統計委員会担当室：横山審議官、山澤室長、佐々木室長補佐

4 議 事

(1) 匿名データの作成・提供に係る検討について

(2) その他

5 議事概要

事務局から、今回の部会開催の趣旨について、第97回統計委員会（平成28年4月26日開催）において、調査横断的な匿名データの作成・提供方法に係る検討が当部会に要請されたことを受けて、今回、どのような事項をどのように検討するのか審議するために部会を開催した旨、説明された。

続いて事務局から、検討事項、検討方法について、以下の説明があった。

検討事項としては、①匿名データの利用状況、課題の整理、②匿名データにおける匿名性と有用性の整理、③匿名データにおける地域情報提供の在り方の整理、④匿名データの利用改善に向けた提案、を想定。検討方法としては、事務局が研究会を設置してデータ検証を含め検討することを想定しており、その結果を部会に報告し、部会において審議する予定。

委員の主な意見は以下のとおり。

- 匿名データの利用件数をみると、伸び数は少ない。統計法第33条による調査票情報の提供を受けられない研究者にとって、匿名データは有意義であるが、利用者数が伸びないのは、使いにくい何らかの理由があるのではないか。匿名データの提供を受けたいターゲット（主な利用者層）をどう考えるのか整理することで、匿名データの特徴付けができるのではないか。
- 匿名データは、マイクロデータの利用の一つの形態であり、現行制度では、統計法第33条によるマイクロデータ利用の道も開かれている。匿名データの利用実態を把握するには、より広いマイクロデータの利用実態全体を整理した上で、匿名データの利用者のターゲットを明確にするような整理が必要である。
- 利用者が伸びないのは、匿名データ利用の窓口を設けている大学が少ないことも一因ではないか。大学側の窓口状況も整理しておくべきではないか。

- ・（世帯を対象にした標本調査の母集団情報である）国勢調査のデータで検証を考えているようだが、その検証結果を個々の調査に反映できるように考えておく必要がある。
- ・前回の就業構造基本調査の匿名データ提供に関する諮問の際に議論になった、複数ファイルの作成方法も検討すべき課題である。

部会長のまとめ

- ・事務局にて、匿名データに関して利用実態を整理した上で、活用方法、作成方法、地域情報の提供方法や複数ファイルの作成方法など幅広く検討していただきたい。部会としては、必要に応じて中間報告を受け、最終的には方針を決めて統計委員会に年度内に報告したい。

なお、その他として、以下の意見等があった。

《データの利用形態》

- ・この度の検討範囲を「匿名データ」だけに限らず、より広く「二次利用」に関係することも含めてほしい。例えば、海外では、オンラインで任意の集計表が作表できる「テーブル・ビルダー」というシステムがあるが、日本でもこれができるとうい。一種のオーダーメイド集計（オンデマンド集計）だと認識しているが、特定な部分を抽出し既存の集計表よりも詳細に集計することもできる。同様なことを日本でやろうとすると、統計法の規定が制約となってできないとも聞く。本当にそうなのか、検討してほしい。
 - ・オンサイト利用という形も広げていくということだがオンサイト利用が可能な大学は限られているのではないかと。
- 現状は試行的な状況だが、最終的には50程度の大学を目指している。

《データ利用上の条件》

- ・海外の個票データは、比較的容易に利用できる世帯や個人のデータが少なくとも国ごとにいくつかはある。日本は利用条件が厳しいのではないかと。
- ・海外では、データ管理者のサイトからオンラインにてデータ提供を受けるオンサイト利用が主流であるが、日本では、匿名データが格納された磁気媒体そのものを直接、研究者に渡しており、データ管理は研究者の倫理に依存している。それ故、利用条件が厳しい面がある。
- ・確かに一定のデータはオンライン利用であるが、そうでないデータも海外では少なくない。匿名データは海外の研究者にも利用可能としている。どのような形の安全措置をすれば海外並みに年齢や地域もわかる上に簡潔な利用手続きで借り受けられる匿名データを提供できるのかについて考える必要がある。

《匿名データ提供側の体制整備》

- ・現在、匿名データの申請から提供まで1か月近く要しているが、利用申請が多くなると迅速な提供が可能なのかという懸念もある。

《企業データの匿名化》

- 匿名データのバリエーションを検討して、匿名データとしては整備されていない企業データなどについても考えてほしい。
- 統計調査で把握された企業情報の公開は、慎重を要するのではないか。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>